商品概要説明書

成年後見支援貯金 (普通貯金)

(令和7年4月1日現在)

商品名	・成年後見支援貯金(普通貯金)
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指
	示書」の発行を受けた方。
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	
(1) 預入方法	・当JAの口座開設店(所)でのみ、預入できます。
(2) 預入金額	・1円以上
(3) 預入単位	• 1 円単位
払戻方法	
(1) 払戻方法	・当JAの口座開設店(所)窓口でのみ、払戻しできます。
	・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。
(2) 払戻金額	・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。
(3) その他	・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できま
	せん。
利息	
(1) 適用金利	・毎日の約定利率を適用します(変動金利)。
(2) 利払頻度	・毎年2月と8月の当JA所定の日に支払います。
(3) 計算方法	・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日
	とする日割計算をします。
(4) 税 金	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5)金利情報の入手	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
方法	
手 数 料	・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として(定時自動送金または
	振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。)、当 J A所定の手数料 (取
	扱手数料および振込手数料)がかかります。
付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段*として、定時自動送金または振替サービス「振込」
	の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。
	※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・
	振替するもの。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第
	51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利
	息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除して、) トクセサーニオ 1,000 万円 トスの利息が貯金保険により保護されます
苦情処理措置および	く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。 ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につき
お自然性指直のよい お争解決措置の内容	・舌情処理措置 本間品にかかる相談・舌情(以下「舌情寺」という。) につさ ましては、当 J A本店(電話:0154-66-3211)また
	は釧路支店(電話:0154-55-2525)にお申し出くだ
	さい。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備
	し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
	でも、苦情等を受け付けております。
	・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の
	機関を利用できます。上記当JAバンク相談・苦情等受付窓口
	(電話:0154-66-3211)またはJAバンク相談所に
	お申し出ください。
	札幌弁護士会(電話:011-251-7730)
	,

その他参考となる 事項	・1人1口座とします。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・ATM(現金自動貯払機)を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理する ATMを利用した入金と記帳のみ可能です。 ・当JAの口座開設店(所)窓口でのお取り扱いに限定いたします。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月8日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A阿寒